

平成 2 8 年 6 月 佐川町議会定例会会議録（第 3 号）

招集年月日 平成 2 8 年 6 月 7 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成 2 8 年 6 月 7 日 午前 9 時宣告（第 5 日）

応 招 議 員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	1 0 番	永田	耕朗	1 1 番	西村	清勇	1 2 番	今橋	寿子
	1 3 番	徳弘	初男	1 4 番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	1 0 番	永田	耕朗	1 1 番	西村	清勇	1 2 番	今橋	寿子
	1 3 番	徳弘	初男	1 4 番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	教 育 次 長	吉野 広昭
教 育 長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総 務 課 長	横山 覚	町 民 課 長	麻田 正志
税 務 課 長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成28年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成28年 6月 7日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

きのうに引き続き、一般質問を行います。

13 番、徳弘初男君の発言を許します。

13 番（徳弘初男君）

皆さん、おはようございます。13 番、徳弘初男でございます。質問に入る前に、熊本県そしてその周辺で、4 月 14 日震度 6 余震、そして 4 月 16 日には震度 7 本震と、大変な災害に遭われた多くの方々に、お亡くなりになられました方々には心よりの御冥福を申し上げます。災害に遭われた方々には、衷心よりお見舞いを申し上げます。

議長にお許しをいただき、3 点ほど、この場から質問させていただきます。

1 点目といたしまして、自伐型林業モデル事業について。

平成 26 年 3 月定例会で、自伐型林業モデル事業で、堀見町長には一般質問をしており、町長は 28 年度行政報告の中でも荷稻にあります町有林で施業も、地元協力により自伐型林業のモデル林となるよう取り組みを進めております。施業の要となる山林の集約につきましては、町が管理者として森林所有者と長期間の管理契約を結ぶ方法を考えており、本年度は斗賀野地区を中心に集約を進める予定としております。

荷稻、乙地区自治会は、東西に長い地域でありまして、小富士山より南にジョウダ、マゴヲジ、タカモリラインと町有林、チャシゲマツ、シモフカヤ、ミツヒカリの町有林 4 ヘクタールのエリアは、我々の地域の 70% が杉、ヒノキの植林になっています。南部のヤマダゴエ、ゾウホウインゴエ、マツガタニ 20%、荷稻下組のノツゴヤマそしてコヤガタニヤマ、スワヤマで 10% という地形になっており、大変に条件のよいと思いますが、また先人が今から 30 数年前に植林のブームの時代に、町有林に町道スズハラ線、荷稻終点から延長約 1 キロメートル幅 3 メートルのつきっぱなしの道路が開通しており、まずここで、町長にお伺いいたします。

今後の計画をどのように考えておるか、お示しを願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。徳弘議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。徳弘議員が中心になって、地元の皆様にも御協力をいただいて4ヘクタールの町有林まで作業道、林道を取りつけるということが出来る状態になりました。本当、おかげさまでありがとうございます。

徳弘議員のおっしゃるように、荷稻の町有林を今後、モデル林として間伐を進めて整備をしていきたいというふうに思っております。そのために本年度中は、町有林までの作業道の開設を中心的に行っていきたいというふうに考えております。町有林までの作業道の敷設が終わりますと、今度は搬出間伐のための高密度な路網を町有林の中に入れて、実際に間伐を進めながら搬出をして山を育てていくと。人工林を所得につなげていくということを順次、していきたいというふうに思っております。

最近、おかげさまで、各地から行政視察、政治家の皆さんが視察に訪れております。近々も、町村長が2名お見えになるということにもなっております。荷稻で町のモデル林ができるということになりますと、役場からの移動時間も短くて済みますので、ぜひ、この事業、荷稻での事業を確実に進めていきたいと思っておりますので、今後とも、御協力のほど、よろしく願いを申し上げます。以上です。

13 番（徳弘初男君）

大変前向きな、ありがたい、必ずや日本に誇れる自伐型のモデル地域になると確信をいただきました。

それで、この道は、やはり行き止まりには、荷稻も10メートル、歩道3メートル、7メートルの車道で10メートルの行き止まりとなっておりまして、私もこの場から再三再四に当たりまして、長い間、ぜひあれは加茂へ抜く道だという思いでずっときておりまして、その間、また議長のひとつの、全国の議長会の会でも全国道路局長という非常にえらい方の言葉で「ええ、これは簡単になりますよ」と。「この行き止まりの道では、もう日本でこんな道はありませんよ」という声をいただいて、それなら、ということで衆議院議員の山本有二先生が「それは、ぜひやろう」と。加茂の住民を集めて、その道は加茂へ抜けるはずであったが、当時の首長が「余りにもまだやら

ないかんことがあるけ、それどころじゃない」ということで、やまった経緯がありまして、これはもう過ぎた過去でございますので、私は、その荷稻の終点から1キロを、先ほど申し上げた、当時、先人の方が、植林ブームのときに、ひとつこれは将来に向けて加茂へも抜く道にもなろうということで、非常にそのときの先見の明があったなあという思いがあるわけでございますので、その道路を結局、突き飛ばしということでございましたので、雨が降ればぬかるんで走れんということで、やっともう町のほうにも御協力をいただくことになりまして、370メートルの終点へかかるわけですが、その間を3年間で一応舗装して、加茂へ抜けらった罪滅ぼしではないですけど、加茂の道は十分向こうから農道、林道上がってきておりますので、将来はぜひそれを続けて加茂へ開通したいという思いもございますので、加茂の議員さんのほうも協力していただいて、せめて2トンぐらいが抜けると、道を、将来その自伐型にあわせて、ここでお願いをしておきたいと思いますので、御配慮よろしく願いいたします。

自伐型でやっていただける将来の展望が見えたということで、ここで長々と時間をとることも必要ないと思いますので、それぞれの各課の関係者の御努力と御指導をお願いして、この自伐型のモデル地域の件はこれで終わります。

引き続きまして、これも国土調査進捗状況についてでございますが、この件も、私も非常に関心があり、かかわりがありましたので、前々からこの件をひとつテーマにして、ここで質問させていただきました。

いよいよ、3年から始まった国調、国土調査、これがもう31年には終結という運びになっておりまして、2年前か、質問をしましたところ、当時の氏原課長が「もう31年には終了ができます」という見込みを聞いておりまして、ほっとしておる状況でございますが、ここで、国土調査課長の廣田課長より、進捗状況をここで報告を願いたいと思います。

国土調査課長（廣田郁雄君）

徳弘議員の御質問にお答えいたします。佐川町の国土調査事業は、先ほど、議員も申されましたように、平成3年度に着手しまして、平成26年度までに登記及び現地調査が完了した面積の合計は、約91キロ平方メートルで、進捗率は93%となっております。参考にな

りますが、高知県全体で 53%、国全体では 51%の進捗率となっております。

当町の計画は、平成 29 年度に現地調査を完了し、平成 31 年度には事業の完了を予定しております。しかし、東日本大震災を契機としまして、全国的に地籍調査の必要性が再認識され、地籍調査事業費の要望額が増加しており、さらには南海地震などの震災への備えとして地籍調査の一層の推進が望まれています。近年、国の予算は横ばいの状態が続いております。

このため、津波浸水想定のない当町においては、ここ 2 年要望額が減額されており、今後もこの傾向が予想されるため、現地調査及び全体事業の完了が 1 年程度延伸する可能性があります。以上でございます。

13 番（徳弘初男君）

ちょっとすみません、休憩願います。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 13 分

再開 午前 9 時 14 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

13 番（徳弘初男君）

国土調査のほうから詳しい説明をいただきまして、31 年度にはもう、今全国的の災害がございまして、多少のいろいろのこともあるという話を聞きまして、佐川町は早くから取り組んでおりますので、この件はひとつ、よしといたしますので、また今後においては、国土調査課係は大変な、これから季節に入りますので、一層の、皆さんが、ふんどしを締めて頑張って、一刻も早いその時期に到着するようにお祈りいたしまして、この件は終わりたいと思います。

それでは 3 番手におきましては、新エネルギー対策の太陽光発電事業の現在の売電状況ということで御質問を予定しておりました。ところが、一つの何が、この手持ちがございませんので、私の頭の中で、ひとつ質問をさしていただきたいと思います。

それでは、ここで新エネルギー対策太陽光発電ということでござ

いまして、これは西佐川隣にございます、一昨年、もう2年目になりますか、この、やはり三業者が、ひとつ、業者とまた地元佐川町、3千何がしの金額で三者が出し合って、20年間かけてこういう事業をするということでございまして、町のほうには固定資産税また借地料等々が入ってきて、20年後にはかなりの金額が上がるということで始めた事業でございますが、この件につきましては、チーム佐川推進課の管轄とは思いますが、ひとつ、昨年度は27年度にはどれくらいの売電で上がったかと。また、その税金のほうもどのような結果になっておるのか、そこをひとつ答弁願います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。徳弘議員の御質問にお答えをさせていただきます。まずは荷稻地区の太陽光発電事業につきまして御説明をさせていただきます。

高知県と佐川町と民間企業三者の出資によりまして平成26年4月より設立をされております高知佐川メガソーラー株式会社ですが、平成26年の10月より売電を開始しております。

昨年度、平成27年度の発電状況につきましては、発電量が約154万1千キロワットアワーで、一般家庭の約420世帯分となっております。売電の収入につきましては、約5,500万円でありまして、事務業務や用地借り上げ料などの一般管理費につきましては、約800万であります。管理費の内訳につきましては、発電システムの管理や施設周辺の整備等の費用となっております。この事業におきます当初の計画が、売電額が約5,100万円、管理費が約1千万でしたので、ほぼ順調に事業が進んでいると考えております。

なおですね、平成27年度の株主総会が、今月の23日に開催される予定となっておりますので、その総会におきまして収支決算が報告される予定となっております。

あとですね、町の収入としましては、荷稻におきましては、土地代、地代の家賃としまして約220万円。固定資産税は、ちょっと言うのは差し控えさしてもらいますが、あと配当金、約200万。合計しまして約800万円の町への収入があると見込んでおります。以上でございます。

13番（徳弘初男君）

当初見込みといたしましては、これは大変でなかろうかと思いましたが、順調にいておるということを知りまして安堵する次第でござ

ざいます。この件については、順調にいけば言うことなしということでございますが。

ここで、もう 1 点は、鷹ノ巣養豚団地は、もう土地の借地料か固定資産か、入る仕組みになっておると思いますが、この件について、また報告願います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

御質問にお答えをさせていただきます。鷹ノ巣地区のですね、太陽光発電事業につきましてはですね、町有地であります旧の鷹ノ巣の養豚団地で、遊休地でありました土地を賃貸借によりまして太陽光発電事業として利活用をしていただいております。

土地のですね、賃借料としましては、平成 25 年 8 月 1 日に、佐川町川ノ内組字傳之丞森 1220 番地の 18 ほか 4 筆、面積が約 2 万 770 平米、この面積で貸し付けをさしていただいております。約 6,294 坪でございます。土地の、それで貸し付けの収入としましては、平成 24 年度からとなっております、平成 27 年度まで、合計をしまして 630 万 4,100 円の土地の貸し付けの収入があっております。平米当たり 100 円で貸しておりますので、この金額になっております。以上でございます。

13 番（徳弘初男君）

てきぱきとした御答弁をいただきましたので、これ以上もう掘り下げることもございませんので、今後また注視をしていただいて、県におきましても、注視をしていただくようお願いを申し上げ、本当に短時間ではございましたが、私の質問の範囲内は先手を打たれたような調子になりまして、非常に、言うことが省けましたので今後とも佐川町の発展のために御尽力を願いますことをここからお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、13 番、徳弘初男君の一般質問を終わります。

引き続き、8 番、中村卓司君の発言を許します。

8 番（中村卓司君）

8 番議員、中村卓司でございます。議長のお許しをいただきまして、平成 28 年 6 月の議会の質問をさせていただきます。

昨日、テレビを見ていますと、都知事の問題で全国が揺れているような報道がございました。町長とは言いませんけれども、私たち

議員もですね、そういう面では非常に襟を正して真っ白な形でやらないてはならないというふうな感じをいたしておるきょうこのごろでございます。

またですね、国のほうといたしましての現在の動きといたしましては、参議院議員選挙が7月に行われるということで、テレビ等でも報道されておりますT P Pの問題とか、消費税そして安保の問題が、国民の皆さんの中に非常に関心の高い時代でもございますし、先ほど来から、議員、きのうから申しております熊本の地震、そして東北の地震の関係で、原発の関係がまだ終息していないということで、大変大きな問題になっておるところでございます。

とは言ってもですね、佐川町は粛々と幸せのまちづくりということで5カ年計画ができましたので、それをですね、粛々と進めていくというふうなことが私たちに課せられた喫緊の課題ということになっておりますので、その中身から、いくつか質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

3点ほど質問をさせていただきます。

まず最初は、認知症の問題。私も、個人ごとでございますけれども、この歳になりますと、母親、父親、その年代になってまいりまして、特に身につまされる思い、団塊の世代の人口も増えておりまして、団塊の世代が増えておるといふか一番多い人数の中で、それぞれの母親、父親がそういった段階になってくる。ということは、全国、高知県、そして佐川町、国民の大変な問題になるのではないかとこのように思っております。

全国で、認知症、高齢者が増えまして、認知症といわれる人口がですね、300万人を突破したとも言われておりまして、65歳以上10人に1人が認知症の患者ではないかというふうにも思われておりますし、特に、高知県、高齢者が多い、4人に1人が高齢者でございますので、かなりの割合の認知症患者がおられると思います。推定では2万3千人とも言われておりますし、佐川町は高齢化率45%を超えて50%に迫ろうというところから、1万3千人の人口から考えますと、約1,500人ぐらいの方がその対象になるというふうな数字でございますけれども、現在、そこの辺の人数の把握が、認知症患者の把握が、人数ができておれば、佐川町の現状を聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

認知症患者の推計ということでございますけれども、まずその前提となります高齢者の方々の数というものを、直近のデータなんですけれども、4月30日現在、この平成28年4月30日現在では、佐川町の高齢者65歳以上の人口ですけれども、4,893人となっております。全人口に対する比率の高齢化比率というものについては、36.6%となっております。なお、もう少し言いますと、後期高齢者、75歳以上の方の人数がですね、2,741人という形になっております。

先ほど、中村議員もおっしゃいましたように、国とか、いろいろなその統計データをとるときに、認知症患者の推計というものがさまざまのところから出てると思うんですけれども、ちょっと私の調べたところではですね、国の厚生労働省とかのデータを用いますと、おおむね全国的に言うと、高齢者の方の7分の1ぐらいがですね、認知症患者ではなかろうかというデータもあります。その7分の1という数字を当てはめてみますと、佐川町の場合は、約700人程度ですね。高齢者の方々の4,893人かける7分の1ということで、約700人程度が、そうではないかというふうな形でのデータを今のところ持っております。

8番（中村卓司君）

私の調べたデータからいきますと、ちょっと少ないというふうに思うんですけれども。その中でですね、わかっておればですけども。在宅でおられる方、そして施設にある方っていうのが、わかっておれば聞かせていただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この700人程度というのは、推計の、あくまで数字ですので、その方々、実際にどうかということは調べることはできませんけれども、直接的な答えではないかもしれませんが、現在の介護サービスを利用されている方が、合計でですね835人、直近のデータであります。その中で、居宅のサービスを使われている方が514人。それから地域密着型といわれるサービスを使われている方が106人、それ以外の施設サービスを使われている方が215人というふうなデータがございます。以上です。

8番（中村卓司君）

そういった形で、大変多くの方が対象者になられるということで、今後、一層その人数が増えていくわけでございます。そこでですね、佐川町の対策っていうものを具体的に聞かせていただいたらいいかと思いますけれども、その前に少し、意見を述べさせていただきたいと思います。

認知症っていうものが起きるものは、認知症というのはやっぱり病気と認定をされておりまして、実際に身近な人がかかると、正しい認識を持ってない方が、それでも数多くおられるようでございます。

いまだにその差別的な誤解をするような、対応に本人が苦しむというケースも後を絶たないようでございます。それでその対策として、認知症が最も大きな原因とされているのは、高齢ですね、認知症を発症するというものが大変多いと。半数ぐらいがアルツハイマーで、運動機能を初めとする生活習慣病対策が、発症するというところでございます。

そして、ほかにも認知症の原因になるのは2つ、3つあるようでございますけれども、この認知症をある意味、早期発見、早期治療とめていくということが必要であろうかと思います。町長の行政報告でもありましたとおり、初期集中支援チームですか、ができてですね、早く発見し、早く治療するというふうに報告がございました。

そこでですね、そのチームのですね、こういった活動をするかということが、具体的な中身をですね、教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この6月からですね、体制を整えました認知症初期集中支援チームというものについては、具体的には役場の健康福祉課の中にあります地域包括支援センター、この職員と、あと委託業務を締結いたします医療法人の清和病院さん、ここの医療のスタッフと合同チームをつくりまして、まず、例えば患者の方本人ももちろんそうなんですけども、御家族の方等からですね、窓口が基本的には地域包括支援センターになっておりますけれども、御相談があった場合にはですね、直接、例えば医療機関に、受診につながる場合はですね、このチームを稼働するということはないとは思いますが、例えば、その御家族から相談があった場合に、

どういう対応をしていいのかわからないとかですね、その本人を、どういうふうに医療機関へつないだらいいのかとか、わからないといった場合に、まず、その医療スタッフと病院さんの医療スタッフ、看護師さん等含めてですね、それとあとうちの地域包括支援センターの職員が、まずは訪問をさせていただいて、いろいろなその生活状況も含めて聞き取りをさせてもらいます。

その中で、具体的に医療機関へつなぐであるとか、チーム員会議というふうに言いますけれども、そのスタッフのメンバーが聞き取ったり、訪問した中で、いろいろ話を伺った内容でですね、チームの会議を開いて、どういうふうにこの方を支援していくかという話を持ちます。

それで、おおむね、大体、期間は6カ月程度を見ておるんですけれども、初期集中支援ということですので、それで必要であれば医療機関のほうに、ドクターのほうにですね、つなぐと。そういった伴走型の支援をですね、していくというような形になります。以上です。

8 番（中村卓司君）

これは、国の制度改正というか、指導のもとに、こういうものをつくりなさいよということでつくられたと思うんですが、今までやってたことと、どういうふうに違いますかね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

もちろんですね、今までも、例えば地域包括支援センターのほうに相談があった場合については、さまざまな相談を受けたり、それから支援をしたりということはございます。ただ、このチームを立ち上げる場合については、先ほども申しましたように、医療機関、うちの場合は清和病院になりますけれども、清和病院さんときっちり業務委託を組んでですね、その体制の中で、きっちりその方の支援方針を定めて、動いていくという形で、そこらへんが違うというふうに思っております。

8 番（中村卓司君）

余り、妙にぴんとこんのですけども、今までもかなりそういったことがやられておった、ただ、国のつくりなさいという形で動いただけかなあという雰囲気も個人的にも持っておりまして、そういう質問をさせていただきました。

そこでですね、認知症の患者さん、それと家族がどのようなニー

ズを持って、いわゆる困っておられて、その窓口とかですね施設とかいう、いわゆるそのニーズっていうものを、どこまで把握されているのかを、まず聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

個別の御相談等についてはですね、地域包括支援センターの職員が窓口で対応する中で、相談記録というものをつくります。その中で細かく、どういったところが困っているのかということも話をし、そこでですね、個別のニーズを捉えていくと。それを積み上げて、地域の中の課題というふうに整理をしていくということでございます。

8 番（中村卓司君）

地域の皆さんにお話を聞く中で、1 つには、認知症になっているっていうことを隠す、人に知られたくない。けれども何とか対応しなければならぬというふうな問題を抱えています。

そうすると、その方が話しに行きやすい場所、いわゆる福祉課の中で対応して、今までもしていたと、いうことだろうと思いますし、このことができることによって、一層相談しやすくなっていくっていうのが必要だろうと思いますし、逆に、その地域に入って、いわゆるどういう方が認知症でお困りになっているのかという、言葉はちょっとおかしいかもしれませんが、御用聞きみたいな感じで地域に入っていくということがなされていかんとですね、これからますます増える認知症の患者さん、そして足が丈夫でですね、行方不明になるというふうなことにしても対応せないかんし、徘徊で命なくされた方もおるわけでございますので、そういった手を足らすということがまず1 つだと思います。

そこで、そういった対策、いわゆる家族のお困りに、かゆいところまで手が届くような対策っていうものは具体的に考えておられるのかどうか、それをまず聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、地域の中に入っていく対策といたしましては、先ほど申しましたその窓口の対応に加えまして、現在でもやっておりますけれども、例えば、あったかふれあいセンターへ保健師なり包括支援センターのほうで訪問させていただいて一緒に話を聞いたり、いうこともしております。

あとは、例えば認知症予防の部分でいきますと、地域でやってい

ます百歳体操、それからふれあいサロン、そういったものを通じてのニーズを捉えていくということもしております。あと、さらに言えばですね、保健師活動等の一環として、これからあったかふれあいセンター等も地域の中で増えていきます。そういった地域の拠点も増えていきます。そういったところを中心にして、地域活動、訪問活動ですね、さらに足で稼ぐではないですけども、地域の実情を捉えていくような形の活動も考えております。

8 番（中村卓司君）

認知症の程度、患者さんの程度というのもあって、要介護、要支援の関係で、1、2 ぐらいの方が一番大変なそうなんですけども、その辺の手配り、目配りっていうのの手段をですね、方法をとっていくということが行政として必要やと思います。

そこでですね、提案をさせていただきたいと思うんですけども、この間の高知新聞を見られたと思います。5 月の 26 日です。認知症カフェという記事が出ておりました。いわゆる軽度の認知症の患者さんが立ち寄って、気軽にお話しができる。そういったことから家族への負担が軽減されるというふうなフォローも、これから必要ではないかと思うんで、まずその 1 点、その日曜カフェっていうのを今後やる見通しがあるのかないのか、それを聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。その新聞、私も拝見させていただいて、記事も読んでおります。県下の市町村の中にもいくつか取り組んでいるというところがあるようです。佐川町の場合はそういった認知症カフェと銘打ったような形の取り組みはしてはおりません。ただ、先ほど申しましたように、例えば、あったかふれあいセンターであるとか、そういったところで高齢者の方だけではないですけども、そういったところに集まって、あるいは例えばサロン、で集まってやっております。それが実際的には認知症カフェのような役割もですね、担っているものと思っています。

行政として、もう一步、どういうふうに対応策を考えていくかということであろうと思いますが、この点については、どこまで行政が入っていけばいいのか、もちろんそのサポーターの方であるとかですね、地域でいろいろ活動されている方、団体もおられると思います。そういった方々と、どうやって連携をしていくかということ

についてはですね、例えば、うちのやっている、健康福祉課が事務局になっている介護保険の運営協議会であるとか、そういったところ、さまざまな組織団体と、話をこれから、さしていただきたいなというふうに思っております。

8 番（中村卓司君）

この新聞の中にも、場所があったかふれあいセンターの中で、健常者と同じ条件の中で、お菓子代 100 円を払ってやってるという事例が出ております。その中にも、その記事の中にもありますとおり、お母さんの面倒をみておるけれども、家の中ではほとんど話さない。けれどもここへ来るとにこやかに話す、みたいなことも記事に出ておりますし、家族の支援の軽減化っていうものもできようかと思えますので、28 年度のうちに 3 地区全部できる。それから尾川も動いてますので、そこへの働きかけも地域の方が手を挙げることも必要でしょうけれども、行政のほうからでもそのこともお願いしますというふうな働きをしてほしいと思いますので、そのことをよろしくお願いしておきたいと思います。

そしてですね、今度は、だんだん重度になっていきます。重度になっていくとですね、施設に入るっていうことになろうかと思うんですが、この間、専門の方にお話を聞くときに、介護をするときに、1 から 2 のときが一番大変だったそうでございます。まだ足も立つし、口も立つしっていうことで、けれどもその方がおっしゃるに、お母さんが徘徊をして川にこけた。それを近所の方が助けてくれて、これはうちではこれ以上は見れないというところで施設に入っていたという経過があるようでございます。

その施設に入るということが必要であろうかと思えますけれども。聞くところによりますと、県内で、認知症デイというところをやっているところがあると思うんですが、佐川町にはそういうところはありますか、それを聞かせていただきたいと思いますが。

健康福祉課長（岡崎省治君）

いわゆる介護保険の制度の中でですね、やって、認知症デイというものについての特化しているものについては佐川町には、今、ないという、現状運営しているところはないというふうに思っております。

8 番（中村卓司君）

運営しているところはないって言われたんですけども。その指

定を受けているところがあるということなんですかね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

第6期の介護保険事業計画の中でですね、認知症デイのサービスを指定して、町内のところでやっていただくような形で事業計画を立てておりましたけれども、なかなか対象者がですね、いないというようなところもございまして、今現在、休止をしているところがあります。以上です。

8番（中村卓司君）

名前はね、岡崎課長はちょっと言いにくそうなんですけど、考えるところは同じだと思うんで、高北病院ではやってないと思うんですから、もう、ほかの1つしかないと思うんですけど。理由として、対象者がいないっていうのは、それは少しおかしいなというふうに思うんです。

対象者はいくらでもおって、例えば市の瀬でやっている施設、あそこは全員、認知症の方です。だから、おるんですが、ただ、この認知症デイっていう認可を、多分佐川町はしてですね、そこを指定して許可ももらっていると。ただ運営してないだけだというふうに思うんですけど。これは、法的にいきますと、町内、地区でないと、患者さん見れないんですよ。

そしたら、その認知症の患者さん、佐川町に、それに入りたい方がないかって言えば、ないわけではないと思うんです。例えば、自分の持っている施設の中で、併用ができるのでやってないという理由なんじゃないろうかと私は思うんです。

そこでですね、高北病院に聞きたいと思うんですけども。その認知症デイっていうのをですね、資格を取ってですね、そういう施設をつくるっていうふうな考えがあるかないかっていうことを、きのうの舩添知事じゃないですけど、イエスかノーか答えっていうことを言いよりましたけど、そこまでは言えませんが、そういう認識度っていうのがあるかないか、聞かせていただいたらありがたいと思いますけど。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

病院のほうへ質問いただきました。ありがとうございました。久々で病院の答弁をさせていただきます。今、御質問ありました認知症関係のデイ関係でございしますが、それに入ります前に、医療機関ですので、どのような対応をしておるか、いうことを申します。

医療の療養病棟というのが高北病院のほうにございます。私 13 年前に高北病院に異動になったときに、その平均年齢、患者の平均年齢は 80 歳でした。今回、高北病院へ行きますと、平均年齢が、患者の平均年齢 84 歳になっております。そしてまず聞きましたのは、認知症関係のことを聞きました。認知症の患者はどうですかと。以前行ったときには、認知症で随分重い方も見受けられました。そこでどのようなことをせないかんかいうことを当時も話してきましたが、それは専門の医療機関が町内に存在するということです。

現在は、認知症の病棟も持っておりますし、専門の医師もおる。そこと患者照会をするなり、連携を強化して行って、治療に当たっておるといようなことが聞かれました。それは以前から進めておったことでありまして、そこにそういった立派な、町内、先ほど名前も出てきましたので申しますが、清和病院さんですが、そういったところと連携をやりながら認知症患者の対応をしておるといのが医療機関としての実態でございます。

そういう中から、認知症デイとかいうものは、やはり医療の領域になってきますので、そういった専門の医師がおる、また病棟としてから認知症病棟を持っておるところでやるのが適切ではないかというふうに思うております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

認知症デイを認可を受けてるのを、名前は伏せてましたけども、渡辺事務局長が言うてしまいましたので、もうそしたら公開でいきます。

佐川町がですね、認定受けて清和病院が、いわゆる認知症デイの認可を受けてやるというのが、やってるといのが、やらないかんのが実際ながですけども、実際、やってないと。患者がいないからやってないということなんですよ。

どうしてかっていうと、全部ではないですよ、全部ではないですよ。その病院には行きにくいっていような傾向があるんですよ。地域の皆さんには。だから、高北病院にそれをやってもらいたいというふうな声があるのも事実なんです。だからそこで、病病連携でやってるといのは、いいんでしょうけれども、そういうことのような感情的な問題が少しあるんでというものも含めての質問で、高北病院にそういう認知症デイというもの、どうですかということを質問をさせていただいたということがあります。

それですね、その認知症デイっていうのが、普通のデイサービスとどう違うかということですね、医師がいるということの条件も入っておりますので、非常に、まあ言うたら普通のデイよりも、普通のデイも全然要らないということはないんですけども、常駐をしながらいるということで、病院がそれをとるとというのが大変必要なことです。

手厚い医療がそこで受けられるというふうなことも、この認知症デイですね、メリットということが言われております。できればですね、その高北病院でもですね、そういう認可を受けてですね、やってほしいというふうな思いがありますので、それは、私のほうからお願いをしておくということにとどめておきたいというふうに思います。

さらにですね、そのMRIというものも撮る必要もあるんですよ、この認知症の関係でいきますと。ところが清和病院にはないでしょう。高北病院にはあるでしょう。そこで、アルツハイマーになった患者さんを高北病院にも診てもらって、日常デイを預けるという方法もあると思うんですけども。そういった意味で、高度医療がさらに高北病院で受けられるということもあって、高北病院にというふうな思いもございますので、ぜひ、検討の課題ということでお願いをしておきたいというふうに思っております。

それから、ちょっとソフト面になるんですけど、地域で見守るっていうことが、これは大事ですよ。最初も言いました、認知症さんに対して少しその誤解があるような風潮が、地域でやっぱり残ってます。そこで、1つには、家族さんが隠さずに外向いて発信をすることが大事が1つ。地域がそれを発信をしたときに、温かく見守るということが1つ。そういう体制をつくるっていうことをする仕事も、その福祉課の仕事じゃないかと思うんですが、その点は、どう思われてますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

認知症に対する知識と言いますか、そういった部分の啓発も含めまして、これについては健康福祉課、行政としてですね、取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

今までも、例えばサポーター養成講座もそうなんですけれども、そういったところ、あるいはちょっと繰り返しになりますけれども、サロンとか、あったかふれあいセンターとか、そういったところでの

出前講座、お話をしたりとか、ていうことを、それとあわせて、どうやって本当に町民の方全体的にですね、認知症に対する知識の普及啓発を図っていくかということについては、日々、会員とともに話をしているところでございますので、これからの取り組みというふうなことにさしてもらいたいと思います。

8 番（中村卓司君）

ぜひですね、即ちね、速攻にきくようなことではないと思うんですけども、気長く、長くその運動を進めていただいて、ぜひ、地域で見守るということが必要だと思いますので、ぜひお願いしておきたいと思います。

そこで、もう一つ踏み込んで、認知症患者さんというのはですね、外を歩いているときにわかりませんよね。普通、歩いているとわかりませんよね。ただ、家族の方は、家に全部閉じ込めておくわけにもいかないんで、何らかの目印っていうのが、僕は必要ではないろうかと思います。

これは、この意見に対して差別的発言じゃないかって言われる人もおりますけれども、例えば、ヘルスサポーターさんがつけてる、見守りのほうをする人がつけてるんですけども、じゃなくって、患者さんのほうにサポーターなり目印なんかをつけて、この人は認知症患者さんですよっていうことで、地域の方にわかるようなですね、やり方というのものもありではないかと私は思うんですけども、その点のことのお考えがあれば、課長のほうから聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。恐らく全国的にはさまざまなそういった取り組みもしているところもあるんじゃないかなと推測はしますけれども、私が考えるには、やはり先ほど申しました町民全体、地域全体への普及啓発というものをまずさしていただいた上で、地域の方々で見守る体制をどういうふうにつくっていくか、その中で、例えば、そういった目印をつけるということが、本人、家族、それから地域の方々、違和感なく取り組めるような状況であれば、考えたいと思っておりますが、今は、その現状にはないと考えています。

8 番（中村卓司君）

もちろん、その、ね、不本意でつける目印ではなくって、家族の了解を得てつける、手前に言ったように、外へ出すということが特

に重要です。家族の理解がそれ重要です。家族に理解をもらって、外にも知ってもらうことを知って十分にできれば、そういうこともできていくんですよ。だからそういうことから、地域で見守りができるような啓発を進めてほしいと、前段で申し上げたんで、ぜひ、よろしくお願いをしておきたいと思います。

それから、言い抜かりましたんでちょっともとへ戻りますけれども、病院の関係で認知症専門医というのは高北病院においでますかね。それを聞かせていただきたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

高北病院にはおりません。

8 番（中村卓司君）

ぜひですね、そういう方を養成していただきたいと思うんですが、ただ、資格試験だと思うんで、何らかの講習なり受けないかんと思うんですが、そこら辺はちょっとわかりませんが、ぜひですね、高北病院にもですね、専門医さんというものを構えてほしいと思います。その点いかがですか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

現状ではなかなか、高北病院に認知症の専門医を入れるというのは、先ほども言いましたように、病院ですので、病院にはそれぞれの機能を持ってまして、町内には隊員が、そういった認知症の専門の病棟を持つ専門の医師を配置しておる状況の中で、なかなか同じような機能を持つ内容に転換していくというのは、極めて状況が難しいんじゃないかというふうに現状では認識しております。

8 番（中村卓司君）

普通の病院の先生なら、対面にして、患者さんを対面にして長谷川式のような、認知症認定をするレベルというのができるそうなんですけど、さらに、上のレベルっていうものが需要であるというふうに思われますんで、ぜひですね、検討課題でですね、院長さんともお話しをしながらですね、議会でこういう意見があったよということで話してほしい。専門の知識を持ってる方をですね、養成をする、その専門を入れるというのは難しいかも知れませんが、その医師の中から養成をするというふうなことはできると思いますので、ぜひ、院長さんともお話しをし、全適ですから町長の話にはならんかも知れませんが、その辺も話を進めながらですね、ぜひそのことをお願いをしておきたいと思います。

以上で、その認知症につきましては、何点か要望させていただきましましたので、検討課題として検討していただきたいし、前向きに進めていく啓蒙もですね、お願いしておきたいと思います。

続きまして、健康推進スポーツにつきまして質問を申し上げます。

これは、先ほど言ったいわゆる認知症を防止するにもですね、この健康スポーツというのは、有意であるというふうに言われております。高齢化社会の中で、認知症含めてですね、非常に医療費というものがかかっております。国の総予算 96 兆、97 兆と言われておりますけれども、そのうちの 40 兆ぐらいは医療費だそうですね。だから、すごい金額で医療費が要るわけです。

福祉課の女の子、非常に努力をしていただいて、お年寄りが集まるところで、医療受けてください、健康診断を受けてください、健康診断を受ける方と受けない方は何倍も医療費が違いますという努力もしておりますが、それは頭のさがるところでございますけれども。そういったように、佐川町でもですね、かなり医療費が要るわけでございます。

それを少しでも軽減をするっていうことが必要だと思う。その 1 つの方法として、全部ではないですけど 1 つの方法として、その健康スポーツというのが大事ではなかろうかと言われております。スポーツ業界でもそれを大きく声を上げる方も多いわけでございますけれども。佐川町の現状、健康スポーツっていうことを、どのように推進をされているかを、まずお聞かせを願いたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

御質問にお答えいたします。現在ですね、教育委員会のほうで取り組んでおりますスポーツ振興のうちですね、いわゆる議員さん御質問の健康スポーツに当たるといえるものはですね、総合型スポーツクラブでですね取り組んでおります教室の中でですね、を中心に、あとはですね、各サークルというかですね、競技者を中心にですね、ラージボール卓球であるとか、3 B 体操とか、で行っておるのが中心となっております。

8 番（中村卓司君）

教育委員会が中心なのか、さくらスポーツクラブっていうのがあって、そこでもやっていますよね。よその事例を少し見ますと、エアロビックスとか、卓球も含めて、いわゆるそういった、ヨガとかですね、そういう月のスケジュールを組んでこう、全部スポット的に

当てはめて1つのところへ集まって、健康スポーツということでトータル的にやってるんですけども。佐川町は、それほどのことは今はやってないんですよ。

教育次長（吉野広昭君）

教育委員会のほうですね、競技者の方を募集してですね、教室を開いたりですね、スポーツを楽しむということは現在やっておりません。

8 番（中村卓司君）

そのさくらスポーツクラブが中心ですかね。

教育次長（吉野広昭君）

そのとおりです。現在、さくらスポーツクラブがですね、主に中心となってやっております。

8 番（中村卓司君）

志手先生が半日おいでで一生懸命頑張っておられるのは見てるんですけども。志手先生、一生懸命やっておられるんですけども、それだけではですね、なかなか、その健康スポーツっていうところまではいかないというふうに心配をしての質問なんですけど。

この間、議会懇談会の中で意見が出されたんですけど、スポーツジムをつくってくれんかというふうな話もあって、お答えとしては、自分が総務委員長をやっておりまして、文化センターの中に昔、教育長は知らんかもわかりませんが、自転車のかぐやつとか、バーベルとか、いくつかあってですね、そこがスポーツジムのようになって、今はもう全然それはないんですけど、今、志手先生がおいでるあの部屋にですね、器具をおいていたことがあるんですよ。けどもまあどこへいったのかわかりませんが、佐川にはそういった施設がないので、スポーツクラブを、バーベルを上げたりするところをつくってほしいというような意見が出たので、そういうお答えをさせていただいたんですけども。

スポーツジムのなものはですね、それはちょっと無理かもわかりませんが、軽度に行えるような、まあ言うたら年間スケジュールをですね、きっちり組んで、スポーツ、これこれこれこれというふうなものをつくるとか、それからそれなりのインストラクターというものも養成をすとかですね、健康スポーツを推進をしていく手段というものはですね、今のままではいかんと思うので、そのもうちょっとレベルアップ、バージョンアップする方法をお考えに

なってるのか、もうそのままさくらクラブにお任せでやるのかって
いうのを、そこら辺の意見を聞かせていただいたらいいかと思いま
すが、どうでしょう。

教育次長（吉野広昭君）

今後ですね、あくまで、教育委員会がですね、さくらスポーツ
クラブに全てお任せしているというわけじゃなくて、当然、連携を
図ってですね推進していくということです。

それとですね、お話にはなかったですけども、以前からですね、
御提案をですね、皆さんからいただいております、今後は町民プー
ルですね、町民プールを活用したですね、そういう健康づくりの運
動についてもですね、取り組みを進めたいと思っております。以上
です。

8 番（中村卓司君）

もう1つね、よその事例をお伝えをしておきますと、確か梶原町
だったと思うんですけども、ノルディックウォーキング、スキーの
杖というか、ストックをついて、スキー板ははかずに歩く。ノルウェ
ーで、スキーのない時期の体力増加のために80年前に生み出され
たスポーツなんですけども。それが、水泳と同じぐらい体の全体の
体を使うスポーツということで最近ブームになってます。それ、梶
原町が町のスポーツとして取り入れて、インストラクターも養成し
てやってるそうなんです。町が、その道具を購入をして貸し出しを
するなりやってます。それから、斗賀野の女性部ですか、JAのに
こにこ会かどっかがですね、それを始めて講師がやってるというふ
うな話も聞きます。

そういった意味で、プールで水泳をやる、お任せ、お任せとは言
いませんけども、やりますよという話なんですけども。もうちょ
っとですね、踏み込んだ形で、体力、健康を推進するためのスポー
ツに取り組んでほしいというふうに思っていますが、その点、もう
一度お聞かせを願いたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

中村議員さんが御質問の中にありましたノルディックウォーキ
ングとかですね、またポールウォーキングとも言うようです。こち
らのほうにつきましてはですね、近隣、御質問にありましたとおり
梶原町とかですね、中土佐町でも取り組まれておるというふうに聞
いております。

ただですね、取り組む目的としましてはですね、主に生活習慣病の予防であるとかですね、加齢とともに弱っていく足腰の強化とかですね、そういう観点でですね、健康づくりの面で推進をされてるようです。

教育委員会といたしましてはですね、もちろん住民の方がですね、の選択肢というかですねスポーツを楽しむ選択肢が増えることについてはですね、望ましいことと思っておりますんで、今後、健康福祉課とも連携してですね、先例の事例について調査あるいは研究をしたいと思っております。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。

私、就任をしてから、やはりスポーツで健康づくりということはとても大切だと思っております、教育委員会のほうには、スポーツを活用した健康づくりについて系統立ってですね、中期的な目標も定めて考えてほしいということで話をしております。

それは今現在、プールも活用した中で、どのような佐川としてのスポーツ推進を行っていくか、健康づくり、健康増進を図っていくかということは今、教育委員会のほうで考えてもらっているところであります。その中で、さくらスポーツクラブの今後のあり方も含めて、佐川町全体として考えていこうということを、今まさに考えている途中であります。

それとあわせて、今年度末に集落活動センターが３カ所で開設される予定になっております。今、それぞれの自治会単位では、生き生き百歳体操ですとか、かみかみ体操とか、ふれあいサロンという形で、少し予防的なこともやっておりますが、もう少し体を動かしてと、そういう運動もしたいねという話もありますので、集落活動センターの中において、何か健康増進に取り組めるプログラムがないか検討してほしいということで、チーム佐川推進課と健康福祉課のほうには投げかけをしております。

その中で、佐川町トータルとしてスポーツ、あと健康、さらには食育も含めて、やはり佐川町らしい健康増進の町をつくっていこうということを今考えております。

ことし、食育も含めて健康増進の計画を本年度中に策定をするということになっておりますので、その中で系統立てて、佐川として

の健康増進に取り組む方針をしっかりと打ち出していきたいというふうに考えております。

スポーツを取り入れた健康増進に関しては、積極的に今、考えているところでありますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

8 番（中村卓司君）

ぜひ、よろしくお願いいたします。この「まじめに、おもしろく。」の中にもですね、総合計画の中にも、幅広い年齢層が参加できるスポーツ文化活動をして生涯学習の機会を増やします、というふうなこともうたわれておりますし、町長が言われたように、そういうことで指示をしてありますということでございますので、ぜひ、それを推し進めていっていただきたいと思いますと思いますが。1点、町長に聞きたいんですけども、協力隊のスポーツの方が来てましたでしょ。あの方はそういうふうなことの協力っていうのはできないんでしょうかね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。スポーツの担当ということで協力隊を採用をしておりましたが、年度途中で、個人的な事情もあり、家庭の事情もあり、退かれております。今、その協力隊員ではないんですが、自伐型林業で協力隊として活動してるメンバーが、今まで、その健康増進とかですね、スポーツジムでの仕事の経験もあって、個人的に定期的にヨガをやっている地域おこし協力隊もあります。以上です。

8 番（中村卓司君）

わかりました。教育委員会でもお話がありますとおり、健康増進スポーツという意味で、福祉課との関連もありますんで、ぜひそれを推し進めていただきたいと思いますし、今までやりゆう方の励みにもなりますし、新たに始める方っていうことによって、健康なまちづくりっていうものができて医療費が少なくなると、こういうふうにしていったら一番いいかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

3 番目の質問でございます。道の駅につきまして、御質問をいたします。

たびたび取り上げて申しわけございませんけれども、この事業、

平成5年にですね、国が、駐車場、トイレ、道路案内というものを
するための施設ということで、最初の端に103カ所を認定をして始
めたものでございまして、今では1,050か60ぐらいできてると思
うんですけども、新聞とかテレビに取り上げられて、ラジオなんか
聞いてますと、どっかの道の駅から、どっかの道の駅から、みたい
なことで道の駅を追わえて行って取材をしてるという民放のラジオ
カーというのもあるようでございまして、大変人気でございます

そこでですね、佐川の町議会、今、お願いをしてきたわけですが、
22年に最初の端に発言をさせていただいて、3歩上って2歩下がり、
3歩上って2歩下がりということで、なかなか前向きにもいきませ
んでしたけれども、はちきんのほうから署名2千名弱ぐらいの方に
集めて、署名が出されました。

その中に、地域の活性化の拠点になる道の駅とか、地産地消、文
化文教のまち、農業・商業の振興、防災の拠点、こういったことの目
的から道の駅をとということで、この間、先月の29日に、道の駅につ
いての講演会がありまして、私も参加をしてきました。

その中で、町長が明言をされたと言うたほうがええかと思いま
すけれども、4年先、5年先にはぜひ何とかしたいというふうな方向を
示されたということで、公の場でこのことを発言されるのは多分、
議会の中でも言うていただきましたけれども、ああいう形で言うて
いただくのは初めてだったと思うんで、ゴーサインが出たなという思
いがしております。

そして議会でも署名には全会一致で賛成をしましたし、ぜひです
ね、議会としてもつくってもらいたいという意向だと思うんですが、
そこで、具体的にですね、どういうふうな段階で進めていくのか、
ということがわかっておれば聞かせていただきたいと思いますので、
よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。道の駅につ
きましては、平成20年ごろからですね、何度か議会のほうでも取り上
げられまして、中村議員も御承知のとおり検討を重ねてきた経緯が
あります。しかしながら、道の駅につきましてはですね、現在のところ
設置に至ってないのが状況でございます。

しかし、道の駅につきましては、町の物産の販売とか情報発信す
る場におきまして、大変重要と考えておりますし、国としましても

道の駅を活用した地方創生拠点の形成に向けての支援策を打ち出すなどの新たな動きもあります。

また、昨年度策定しました町の総合計画や町の地方創生の総合戦略でも道の駅などの販売拠点につきまして、その整備や運営方法を検討することとしておりますので、今年度より取り組みを始めていくことにしております。

今後のですね、スケジュールにつきましてはですね、道の駅を設置する、しない、またあるいは、できる、できない、を含めましての検討から始めることとしております。開業する場合はですね、全てが順調に進んでいけば、平成 32 年度中に開業できるということになります。

今年度からの年度ごとの大きな流れですが、これまだあくまで予定なんです、今年度につきましては、再スタートとしまして、まず検討委員会の発足を考えております。これまでもですね、検討を重ねてきておりますが、その検討協議を基礎とした上で、施設の形態、運営体制、設置候補地などにつきまして、先進地の視察も行いながら協議をしていきたいと考えております。

そして平成 29 年度につきましては、協議した結果を受けまして、施設の形態とか運営方法、設置場所等を含めた道の駅のプランを策定することとしております。プランの策定にあわせまして用地の確保とか運営方法の決定もしていくこととしております。

そして 30 年度以降につきましては、具体的な作業となりまして、30 年度に施設の基本設計、実施設計を実施しまして、用地の契約、各種許可、届け出等の手続きをしまして、運営組織の立ち上げを準備をし、平成 31 年に建設建築工事に移りたいと思っております。運営組織の発足とか出店者を決めまして、32 年度中の開業をしたいと思っておるところでございます。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

すみません、聞き逃したかもわかりませんが、その検討委員会は
何月ごろに立ち上げるって、お示しになりましたかね。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えいたします。検討委員会、今年度中ですけど、7 月、8 月ぐらいから開催をしていきたいと考えております。

8 番（中村卓司君）

7 月、8 月いうたらはやですのでですね、ぜひですね、そのとき

に立ち上がるように御努力をお願いをします。議会での発言でございますので、そのとおりよろしく願いしておきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私のほうからチーム佐川推進課課長に話した内容では、9月に1回目の検討会を開催をしたらいいんじゃないかというふうに伝えております。まだ7月か8月というのは決定ではございません。課長のほうが前向きに、できるだけ早く進めたいという思いで、7月もしくは8月というふうに話をされましたが、メンバー選定ですとか、公募をして検討委員会に入っただけの住民の方も募りたいというふうに思っておりますので、検討委員会の組織をどういうメンバーでスタートするかっていうところは、少し時間をかけたいなあというふうに思っておりますので、早く決まれば、8月には第1回目の検討委員会を開くことができるかもしれませんが、遅くても9月中には第1回目の検討会を開催するという予定で今、進めてます。以上です。

8番（中村卓司君）

課長が前向き、町長が後ろ向きみたいなことでございましたが、そうでもないようでございますけども、いろいろ事情があるようでございますが。遅くても9月にはできるというふうなことで、ぜひ、よろしくお願いをしておきたいと思います。

道の駅っていうのは、今できるというのは遅いかな、早いかなということもあろうかと思うんですが。この間の、道の駅の講習会のときに言われておりましたとおり、今までやって悪かったことも検討できるし、今までよい意味でやっているところも検討もできるし、ちようどの時期じゃないかというふうなことも言われておりました。確かに、私もそうだと思います。失敗しているところも、この千いくつの中にはですね、年間に2つか3つぐらい潰れているところもあるんで、それから盛り上がっているところもものすごくあるということですから、その点の悪かった点を反省して佐川の道の駅に取り入れれない、そしていいところはどんどん取り入れる。そして先の将来、10年、20年、30年ぐらいの見通しを立てながら発展をしていくと。

よその道の駅なんかでは、毎年、新しいことを、1ページを開いて、新しいことを取り組むによってお客さんを逃がさない、みたいなところもあって、当然そのことも考えていかないかんことだと思いま

すので、ぜひですね、いい方向で早く進めていってほしいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後にですね、この総合計画っていう本、大変に売れているそうですね。インターネットで品切れとかいう話も聞いてますけど。議員控え室の中で少し話しておりましたが、内容が、僕はちょっと詳しくわからない、具体的にわからない。この本の本誌のほうは有料だそうですので、これなかなか、わざわざ買いに行く方がおりません。内容を比べてみますと、確かに、具体的にもうちょっと踏み込んだ内容になってます。このこともぜひ読んでもらいたいなと思うと思いますが、何を言いたいかという、インターネットで調べてみました。「まじめに、おもしろく。」というのを検索しますと、佐川町が、この本が出てきます。で、内容も出てきます。ああなかなか、今までとは違う、一生懸命インターネットやってるなというふうな思いもありましたし、内容をクリックすると、3役ということで町長、副町長、教育長が出てきてですね、年齢、学校、全部出てきますんで、なかなかですね、頑張ってるなあということがありますので、ぜひですね、町外に発信をして、お客様が町内にますます来るように頑張ってもらいたいというふうに思いますので、そのことをお伝えをして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、50分まで休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、今橋寿子君の発言を許します。

12番（今橋寿子君）

12番、今橋でございます。議会初日に、町長による行政報告にそれぞれの所管報告がありましたので、私の質問の内容も重複する点もありますが、通告いたしてありましたので4点ほど質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1問目は、第5次佐川町総合計画が策定され、その教本が町

内全町に配布されました。現在の町民の反応をお伺いいたします。私は、2年前から取り組まれました地区懇談会や、4月10日の総合計画の住民向けのお披露目式にも参加いたしておりましたので、この取り組みの趣旨は理解し賛同いたしておりますが、活字離れをしている昨今、多額の投資をして配布されましたことに賛否の声が届いているとも思われますが、住民の皆さんの反応はいかがでしょうか、お伺いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、総合計画を策定する過程で、さまざまな地域、さまざまな世代の方々とワークショップを行ってまいりました。その中で感じたことはですね、町の最上位に計画される総合計画の認知度の低さでありました。

幸せなまちづくりはですね、役場の取り組みだけでは実現しません。やはり、地域の住民の皆さんと一緒にやって取り組んでいかなければならないと思っております。

そこで、全戸配布をさせていただいた別冊について、町民の方々の反応についてですが、読んでくださっている方、そうでない方、さまざまだと思いますが、トータル的に感じたことはですね、第5次佐川町総合計画の認知度を高めるためにも別冊の配布、政策配布はよかったと思っております。

住民の皆様からですね、この計画すごい、いい本ができたね、という声もありますが、そうではない反対の意見の方々もおられることは事実であります。以上です。

12番（今橋寿子君）

私のほうへも、町民から、思わぬ人から電話が2つほど入ったんですが、その中には、公務員で、佐川の役場の職員だった方からも電話がありまして、今さら、チームさかわって何でっていう、まだそういうことすら理解できてなかった住民の方もいらっしゃるんだなあということを感じましたし、それから先ほど言いましたように、多額のという、マイナスのというか、受け取り方をされてる方もおりましたが、私自身は、先ほど申しましたように、この内容がある程度理解してますので、自分なりにお答えはさせていただきましたけれど、まだまだこれが皆さんの自分のこと、我が事として取り上げていくためには、まだまだ広報というか認知していただくためには、いろんな取り組みをしていかなければならないのでは

ないかと、新たに思ったことです。

特に、この取り組みは画期的な取り組みだけに、住民の皆さんに十分説明をする、今後どのように活用していくか、具体的な取り組みをお伺いいたしますが、まず、チームさかわとしてのアピールはまだまだ不足であると思いますが、連帯感を強めるためにも、特に得策はありますか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

住民の方々にの周知という点におきましては、数々、ワークショップを開催するときにもですね、いろんな形で広報活動をさせていただいた経緯もあります。どうしても町民全員の方に完全に周知をするというのは、不可能ではないかと思っておりますが、理解していただいて参加していただいた方もですね、多くおられます。今後はですね、具体的な取り組みを実施していくようになっていくわけなんですけど、先日の6月4日、5日にはですね、牧野公園に設置をするベンチを作成するワークショップを、まず第1回目に開催してですね、参加者の思い思いのベンチのデザインとか、思いを語っていただいております。

これはですね、住民の発案としまして、アクションの1つですね、散歩のときに、少し休憩するベンチがあったらいいなとか、またベンチがあれば、みんな集まりやすいのではないかという思いから実現した取り組みの1つであります。

このように冊子に掲載されている佐川町の未来を実現するための取り組みも一つ一つ進んでおります。今後もですね、また住民の皆さんを主体的に、主体性を尊重してですね、役場も一緒になって取り組んでいきたいとも考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

努力はされているとは思いますが、先ほど言いましたように、チームさかわという言葉さえまだ認知をしてない住民がいるのだと思って、私はすごくショックを受けたんですが。あれぐらい広報とかいろんな形で、広報紙とかいろんなものでアピールしていると思うんですけど、やはり、そのためにはやはり、前に私も提案させていただきましてけれど、やっぱりバッジとか同じ共有するものを身につけることによって問題意識もまた関心も深まっていくのではないかと思います。そういうようなお考えはないでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。以前にも、今橋議員のほうからバッジをつくったらどうですかというような提案もいただきました。バッジにつきましてはですね、地域外へのPR強化とか、住民のチームワークの意識を醸成する手段の1つではあるとは考えておりますが、具体的にはバッジがいいのか、ほかのグッズがいいのかというのは検討が必要であると思います。何らかの形でですね、チームさかわ、3年目になるんですが、もうちょっとチームさかわということ意識していただくような仕掛けをですね、考えていきたいと思っております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

また、そういうものは公募をするとか、特に子供たちにもかかわってもらふことも大事なことではないかと思えますし、また前向きに検討して、早くそういう意識を共有できるような形をとっていくほうがいいのではないかと思いますので、またそのことに対して早く取り組んでくださることを要望いたします。

次に、町長にお伺いいたしますが、まずチームさかわといいますと、佐川町役場内の皆さんがチームさかわとしての模範が示されているとお考えでしょうか。

時折不協和音も聞こえてまいります。まず、役場内の組織がプロですので、チームさかわとして手本、見本となり、住民の声なき声を感じ取って、対話や議論をして相手を生かし、まじめに、おもしろくチームさかわの真髓に迫っていきたいと思うんですが、町長のお考えをよろしく願いいたします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。100%全て一丸となつてという組織は、なかなかつくるのが難しいというふうに思っております。

役場の全体としてのまとまりは出てきているというふうには感じております。全て100点満点という状況ではありませんけども、今後も努力をしてチームづくりに邁進してまいりたいというふうに思っております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

この別冊ができるまでは、職員の皆さん方も本当に大変な取り組みをされ、それこそ研修のときも、夜も寝ないでというか、そういう1泊2日とかそういうような研修もされ、いろんなものを体験さ

れたと思います。ただ机上論だけではなく、自分が体験されたことが、これから少しずつ職員の皆さんの行動でいろんなものが見えてくると思いますので、職員の皆さん方も今までやったその行動というか努力に対して、自信を持って、もっともっと羽ばたいてくださることを要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、文教のまち佐川についてでございます。

佐川町には、伊藤蘭林先生の私塾や名教館で学ばれた多くの先人たちが世のため人のために功績を残されたことに、文教のまち佐川と言い継がれていると思われませんが、今改めて文教のまち佐川と誇れる点を、特に力を入れている取り組みはどのようなことか、お伺いいたします。

私は、この4月24日、伊藤蘭林先生の生誕200年祭記念碑完成の除幕式に参加させていただきました。この催しは、元県会議員でありました田村輝雄氏が、佐川町に数年前から文教のまち佐川といういわれを検証する必要があるのではないかと提案したけれど、一向に進まず、みずから蘭林先生の生家であり私塾であった場所に、地元有志の方々に呼びかけられて少しずつ整備され、平成24年に、蘭林先生の生誕碑を建立されました。

その動きが仁淀川筋のライオンズクラブの方々に共感をしていただき、生誕200年祭記念碑と先生の歌の歌碑とともに、そこで学ばれた多くの偉人の名前が記された碑の3基と、筆塚もつくられています。また、周りには牧野富太郎先生のゆかりの植物が多くあり、自然環境にも恵まれていますので、文教のまちの聖地としても言えます。

私は、この催しに参加させていただいて改めて文教のまち佐川をすばらしいと感じながら、今こそ先人たちの人となりを検証していく必要があると思いました。教育長も参加されていたので、行政としても、ともにかかわっていく必要があると感じられると思いますが、お考えをお伺いいたします。

教育長(川井正一君)

お答えいたします。2点ほど御質問いただきました。まず1点目の文教のまちとして誇れる点についてでございます。まず、文教のまちとして一番誇れることは、本町では、古くから名教館に代表されますように、人材育成を重視し、牧野富太郎博士や田中光顕を初めとする偉大な先人を数多く輩出してきた教育的風土ではないか

と思っております。それが、私が感じる文教のまちとして誇れる点だと思っております。

次に、力を入れている取り組みについて申し上げます。本年度以降につきましては、第5次佐川町総合計画を踏まえ、特にふるさと教育とものづくり教育に力を入れた取り組みを進めることとしております。

ふるさと教育につきましては、文教のまち佐川としてこれまで培ってきた教育的風土を次の世代に確実に継承する視点を大事にしながら、地域の人的・文化的資源を活用し、子供たちがふるさと佐川を学ぶことを通じて佐川に愛着と誇りを持ち、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を育てまいりたいと考えております。

次に、ものづくり教育につきましては、本年度、尾川小学校をモデル校として、尾川産の木の加工とプログラミングを学ぶ木製の動物型ロボットを作成することとしております。

現在、国において学習指導要領の改訂に向けて検討されており、新学習指導要領では、小学校でのプログラミング教育を必修化する方針であるということも踏まえまして、平成29年度以降、町内各小中学校においても、ものづくり授業を順次取り入れることを考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

教育長の御答弁では、今、子供たちの一番大事な感性豊かなときに、やはり体でものづくりを体験さすとか、そういう知識だけではなく、やはり身をもってその環境をつくってあげることが、やはり大事であると思いますので、そういう取り組みを地道に、総合計画に沿った形で取り組んでいけるお答えをいただきましたので、私もそれなりに自分のできる範囲で、子供たちとかかわっていききたいと改めて思いました。

次に、町長ですが、町長も、やはりこの町の風土、やはり今教育長が言われたように、やっぱり郷土に、ふるさとに郷愁というか、やはり貢献したいという気持ちで町長として立候補していただいたと思いますので、そういう観点で、今の取り組みをずっとされていると思います。

将来を見通していくのには、なかなか、やはり先代の築いたその思いが必ず根底になれば、ただ仕事とか、そういう目先の今の動

きの中であることは、やはり町長自身も認めないと思いますが、やはりそういう風潮で今、原点を見つめ直すこととして、町長も名教館で私塾をやられているような形をとってくださっておりますので、その気持ちを大切にして、今の子供たちの、本当に感性豊かな子供たちに、そういうチャンスというか、環境づくりをしていただけるものと信じておりますので、改めて町長のお気持ちをお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。やはり全ては、人が、根幹だと思っております。教育、学ぶ環境、教え合う仕組み、もういろいろな視点で人づくり、学ぶ風土っていうのをつくっていかないといけないなあというふうに思っております。教育は、なかなか難しい問題でありまして、やはり長く継続をしていく、1つのことを繰り返し繰り返し教えていく、学んでいくということがすごく大切だと思っております。

そういう意味で、名教館での論語塾、こども論語塾に関しましては、とにかく月に1回の塾をずっと続けようということで考えております。私が町長の仕事をやらせていただける限りは、ずっと続けていくということを覚悟を持って決めております。

このような取り組み、学ぶということ、人づくりということに関して、やはり、繰り返し繰り返し行うという意味におきまして、家庭での教育、家庭で子供たちへどういうことを基本的に教えていくのか、食育も含めて家庭での取り組みというのはすごく大事になってくると思います。先日も、佐川中学校のPTAの教育講演会で、講演をさせていただきましたけども、子供たちの親の世代にも何かしらの形で何か語り紡いでいくといえますか、お話をさせていただく場があればいいなあというふうに思っております。

ことしも各学校の生徒会の子供たちと話をする場も設けていただければですし、佐川高校にも高校生と話をする場をぜひつくっていただきたいということも話しさせていただいております。やはり、佐川の人づくり、文教のまちの風土づくりに関して、地道なことではありますけども、今後もしっかりと継続をして取り組んでいきたいと。できることは全てやっていくという覚悟で、教育に関しては取り組んでおりますので、ぜひ、御理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

町長の思いは、総合計画の中に、いろいろ具体性も列記されていることもあると思いますので、それはそれで進めていただきたいと思いますのですが、その、伊藤蘭林先生とかそういう方の思いはやはりその土地で参加されて、また地域住民が立ち上がったものを、やっぱり行政がもっともっとかかわっていくことによって、また広がりも結果としてできてるのではないかと思いますので、その件についてはいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。行政として全く関心がないとかですね、かかわりが薄いと、っていうふうには私自身は思っておりません。今回の式典に関しては、私自身はほかの公務がありまして出席はできませんでしたが、教育委員会としてもしっかり対応しているというふうに思いますので、行政として、何か、話がないんじゃないかっていうことは、少しどうかなっていうふうに私は思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

12 番（今橋寿子君）

その場所は、先ほども私のほうからも言わさせていただきましたが、牧野先生のゆかりのある植物などもあるし、すごく心豊かになる聖地でありますので、ぜひ、町長も行かれて、また何か大きなものを感じるものがあるんじゃないかと思われまますので、ぜひお出かけになってみてはいかがでしょうか。

そしてまた、下のさくら園があります。さくら園の子供たちが今すごくあそこの上の公園を気に入って、そこで遊ぶこともあり、そしてまた今まで自分を表現できなかったことが、子供たち同士がよくそこで手を携えて遊んでいるとか、友だち意識で交流しているとか、そういう現象も見られておりますので、ぜひ、そういう環境づくり、風土といいますか、そういうのも積極的にまた佐川町もかかわっていける、もっと 1 歩踏み込んだところでかかわっていくことが、次の子供たちにもすごく影響されると思いますので、重ねてよろしく願いいたしまして、この質問も終わらせて・・・それともう 1 つ、ごめんなさい、山崎天文台もやはり昔の偉人の人の検証につながっていくと思われまますので、その件については教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。山崎天文台については、かつてはそこで星を見る催しもかなりやったということをお聞きしておりますが、近年使われておりませんでした。そういったなかで、先ほどお話に出ておりました元県会議員の田村輝雄さんから、あそこの活用について一緒に考えたいというお話をいただいておりますので、教育委員会としましても、田村輝雄さんと話しをしながら、あの有効活用について考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

前向きな御答弁をいただきましたので、この質問もこれで終わらせていただきます。

次に、あったかふれあいセンターの職員の処遇についてでございます。斗賀野のあったかふれあいセンターの職員の皆さんは、献身的な働きと持ち前の明るさで、地域の皆さんに大変喜ばれています。私も月に2回地域のふれあいサロンでボランティアをさせていただいておりますが、若いスタッフの企画力と行動力には感心しております。

地域の皆さんにも仲間意識ができて、大変喜んで出かけられておりますが、今では県外から視察者も多く、この21日は知事もいらっしゃるとか。スタッフの皆さんも多忙な中でもやりがいを感じていると思います。それぞれのスタッフも、これからは子供たちの成長とともに、何かと物入りもあると思いますが、そのことについて、待遇とか処遇について、もっと評価をしてあげるべきではないかと考えますが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

今橋議員の御質問にお答えいたします。このあったかふれあいセンターにつきましては、御承知のとおり、斗賀野、それから尾川のほうで、2カ所今開設をしております。この事業につきましては、町の委託事業ということで、町のほうが予算を組んで、コーディネーターさん、それからスタッフさんの賃金のほうも、こちらのほうで算定をして、事業費としてお願いしております。

その中で、特に、あったかふれあいセンターのコーディネーターの方についてはですね、いわゆる現場のほんとに管理責任者ということで頑張らせていただいております。通常のあったかふれあいセンターの業務以外にもですね、例えば、年間の事業計画であったりと

か、あるいは関係機関との連絡調整であったりとか、それから先ほ
どおっしゃいましたように、斗賀野の場合は視察等も多くございま
す。そういったところの対応であるとか、あるいは県とか町への定
期的な報告、さまざまな業務があるということを承知しています。

特にそういった業務の質、量とも大きいというところも踏まえま
して、町ではそういった、いわゆる臨時職員さんの賃金を基準とし
て考えておりますけれども、その、一般的な事務職員の賃金と比
較検討した中で、賃金を決定させていただいた上で、毎年契約を結
んでいるということです。

これにつきましては、斗賀野だけではないですので、尾川も含め
て委託事業ということでやっています。その中で、あと、先ほど言
いましたが、ほかの臨時職員さんとの賃金等のバランス、いうこと
もございます。そういったところを総合的に判断をして、現在決定
しているところでございます。以上です。

12 番（今橋寿子君）

私、感取りが悪いんですが、今の御答弁では、この諸待遇に対し
て、もっと評価を上げてあげて形にしてあげるということはできな
いのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。確かにですね、現場の運営スタッフさん、こ
れについては一般の事務職の臨時さんと違いまして、特にあったか
ふれあいセンターの運営については、継続的な雇用といいますか、
人材の確保も含めて、地域の方々と密接にかかわり合いながら運営
していくという性質があります。そういった面では、それからこれ
から特に、ほかの地区も含めて、あったかふれあいセンター等の整
備も検討して進めていくなかではですね、非常に健康福祉課として
も重要な役割を果たしていくものというふうに考えています。

ただまあ賃金等につきましては、先ほど言ったような事情もござ
います。ほかの臨時職員さんの待遇とのバランスということも考え
ながらですね、役場全体で考えていきたいというふうに思っており
ます。

12 番（今橋寿子君）

今の答弁では、もうひとつ慎重にということでございますでしょ
うけれど、やはり、ああいう方がいらっしゃらないと、いろんな意
味で影響力もあると思いますし、どこかに、生活のためにどこかに

引き抜かれても困ると思うんですが、ぜひ、模範的な動きをしてくださっていることは、ほかの人のええ意味の影響にもつながっていくと思いますので、ぜひ、いい、これから前向きな待遇の仕方をまた検討されて、仕事として頑張ってもらえるような待遇を、よろしく要望いたしますのでよろしくお願いいたします。

3問目の質問はこれで終わりますが、次に食育と学校給食について伺いいたします。

昨日は、数人の議員の方々から、それぞれの立場から命に向き合うことの大切さの提案や質問をされていましたが、私は、食の大切さの方面から通告いたしておりましたので、食育と学校教育について健康なまちづくりを目指して、それぞれの課の連携が必要性的に對しての進捗状況を議会でも何度か質問しておりましたので、それについて教育長と福祉課にお願いいたします。

進捗状況をよろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。連携ということでの御質問のようでございますが、まず、現在、給食センターにおきましては、生産者との交流を通じ、給食で使用する地元産野菜の確保に努めるほか、給食だよりを活用して、町内及び地元産の使用食材について保護者へのお知らせをするようにするとともに、またセンターの栄養士による学校訪問でさまざまな指導もするとともに、また夏休みには、児童・生徒と保護者を対象とした親子料理教室を開設するなどしております。

こういった中で、具体的にこういったところと連携するのかということになるわけなんです、まず、地元産の野菜の確保という観点から、はちきんの店とは年1回生産者の皆様と給食センターが意見交換会を開催しておりまして、本年度はこの6月末に開催することとしております。

また、学校への食の指導に来ていただいております佐川町食生活改善推進協議会につきましては、毎年年度当初に開催されます同協議会の総会に私自身が出席させていただきまして、日ごろの学校への指導に対する御礼と今後の支援についてお願いもさせていただいております。

また、PTAにつきましては、各小中学校のPTA代表の方に、給食センター運営委員会の委員になっていただいております、年

に2回開催する委員会の場におきまして、給食センターの取り組みを説明するとともに、PTAでの取り組みについてもお願いしております。

こういったことで、今後ともこういった関係の皆様とも連携の一層の強化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。
健康福祉課長（岡崎省治君）

健康福祉課の取り組みについてお答えいたします。まず、日ごろの取り組みにつきましては、先ほども教育長からもありましたが、食生活改善推進協議会の皆様の活発な活動を通じまして、さまざま、関係、連携をしております。

それから、役場の担当課といいますか、課同士の連携という部分につきましては、まずは、年2回ぐらい開催しております健康づくり推進委員会、これの事務局を健康福祉課それから教育委員会も含めて担当して、その中でのすり合わせ等をしております。

あと、今年度につきましては、その健康づくり推進委員会の皆様にも審議をいただきますが、第2期の佐川町健康増進計画・食育推進計画、これを策定することにしております。現時点では、主に健康福祉課の中の主担当のほうですね、どういう進め方をするかということで準備を一生懸命しております。事務局といたしましても、教育委員会と常に連携を図りながら、具体的に課同士が連携できる、役場同士が連携できる、それからさまざまな団体との具体的な活動につながるように計画づくりを進めてまいりたいというふうに思っています。

12 番（今橋寿子君）

特に、今では子供の貧困の問題となり、子供食堂等が話題になっておりますが、先ほど言われましたように、佐川町では、生活改善推進協議会、通称さくら会の皆さんが、本当に、長年、地道な取り組みをされて、今もずっとやっておられます。もうとにかく私なんかも横から見てましたら、これほどボランティア的な精神で取り組むってことはすごい大事なことやからという思いで、議会のほうでもちょっと、もっといろいろ勉強していかなければならないなということを自分自身も改めて感じたところでございますが、今、本当に食の大切さ、生きることの大切さ、そういうものの原点はやっぱり食からあると思います。

今先ほど、私の前に質問された中村議員に対して、町長も食育に

には本腰に取り組んでいくというようなお話をお伺いしたような気もしますが、本当に今までの、大人そのものが食というものに対してもっと関心を持っていなかったことが、今の子供たちに対する環境づくりでもあり、また子供たちに背中を見せてなかった親の責任もありますし、そのところをまた原点に戻りまして取り組んでいく必要があると思います。

今、それぞれの課長、教育長の御答弁をいただきました中には、すばらしい前向きな気持ちをいただいたものと思っておりますが、ただ、計画倒れにならないように、足もとを一つ一つ検証しながら、人間の生きる力っていうものは人間の中にあるので、やはりそれを高めるために、外からの影響もありますが、本人たちが食の大切さを自覚されることによって、子供自身が食に対する動きをすることが喜びに感じていくような環境づくりをしていきたいと思っておりますので、また再度、町長の気持ちを、私の質問に対してもお答えいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今橋議員のおっしゃるように食育、食についてしっかりと学んで、感謝をもって食事をする、しっかりと健康な体づくりをしていくということは、すごく大切なことだと思っております。

佐川町は、牧野博士ゆかりの植物の町でもありますので、植物、食、健康、そういう視点で明るく前向きに幸せな町ができるように、しっかりと食育にも取り組んでいきたいと。健康増進に取り組んでいきたいと。計画倒れにならないように、実効性のあるものとして一つ一つ確実に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、また、いろいろ御指導いただければと思います。以上です。

12 番（今橋寿子君）

これは蛇足かも知れませんが、先だって、北海道で小学生の子供が1週間水だけでも生きてきたということがありますが、今、佐川町の周りには、食材としてもいっぱい、食べていいものがいっぱいあるんです。その使い方とか食べ方とか、いろんなものも自然の中から学んでいくものだと思いますので、また、先だって稲垣先生が、わざわざ、食は、これは、この周りにあるものの98%ぐらいは食べれますよということで、いろいろ御指導もいただきましたが、そこに集まっていた子供がすごく喜んで、いやこれもおいしいねっ

てというような感覚で捉えておりましたので、やはりそういうことも佐川ならではの食の教育もできていくと思いますので、またいろんな角度から、また食育に対しての連携をとっていっていけると思いますので、特に佐川町役場内の中が、まず手本、見本となって動きゆう中で、私たちも、地域に根ざしていきたいと思いますので、今後の総合計画を地道に、計画倒れにならないように、人ごとではなく自分のこととして、次の子供たちに大人の背中を見せていきたいと思いますので、くれぐれも要望いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、12 番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

ここで、食事のために 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 番、邑田昌平君の発言を許します。

3 番（邑田昌平君）

3 番、邑田昌平です。通告に従いまして 3 点ほど質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

私も議員になってはや 3 年、狩場の自治会長になってからも 3 年となり、この間、議員懇談会や自治会長会などでも、住民からいろいろな意見を聞く機会がありました。

その中でも、最近特に気になっているのが、佐川町と書いちゅう車が町内至るところで回りゆう。一体何台あるだろうかという町民の声です。この疑問に対して 4 月に開催された自治会長会の総務課長の答弁は、私の聞き違いかもしれませんが、確か、バイクも入れて 69 台とか答弁していたように思います。これには、消防車も入っているかどうかは、それはわかりませんが、職員 3 人に 2 台くらいの割合になるのではないかと思います。職員が増えたために公用車も増やしたのかもしれませんが、確かに多いと思います。

先日、駐車場が足りなくなったので、整理をしているとのことで、現場を見にいきました。ちょうど作業中だったので、作業員という

いろ話ができましたが、今回はこの質問については通告していませんので質問はいたしません、住民に疑問の声があることだけは申し添えておきます。

さて、通告してあります職員の採用についてであります、私は、どう考えてもおかしいと思うし納得できません。ここに、平成 25 年 10 月に堀見町長が就任してから、職員の採用に関する資料があります。これによりますと、毎年定年退職を上回る人数を採用しています。この 3 年間で退職者は、中途退職者を含めて 15 人であるのに対して 20 人も採用しています。この内訳は男性 6 人、女性 14 人、町内外別に見てみますと、町内 9 人、町外が 11 人となっています。以前、岡村議員が指摘したように、町外職員が多数採用されているということは、災害のときにも大変支障を来すのではないかと心配します。

平成 27 年度の募集要項には 4 名募集とあるのに 6 名採用しています。このことにつきましては、4 月の自治会長会総会で質問が出た折に、総務課長は業務が増えたため、とか答弁をしていましたが、朝から晩までする仕事が増えたわけでもあるまいし、再任用の職員もたくさんいることです。1 人でも人を増やすということは、財政面においても大変なことだと思います。

町長は町長で、教育委員会に入りましたかとか、要りませんかとか聞いたらしい。欲しいですと言うので増やしたと答弁をしていましたが、そんな行き当たりばったりのずさんな人事管理を聞いたことがありません。再任用職員も毎年たくさん採用しているのに、どうしてこれほど職員を増やしたのか、お答えをお願いします。総務課長。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。平成 27 年度の佐川町職員採用試験の実施に当たりまして、当初、平成 27 年度末の定年退職者 4 名の補充を行うこととしまして、広報や募集要項等にも採用人数 4 名で掲載をいたしました。

その後、10 月初旬に、佐川町病院事業管理者より、役場から高北病院へ出向している職員から退職願が提出されたと報告が町長にありまして、その者の退職を承認することとして、採用者を 1 名増員することといたしました。

また、教育委員会事務局の定数が 13 名に対しまして 10 名の職員

で業務を行っており、平成 28 年度から始まります総合計画の施策の推進、また教育部門の強化を図るために、教育委員会の職員を増員することになりまして、さらに採用者を 1 名増員することといたしました。

これらの理由によりまして、当初の 4 名募集から 2 名増の 6 名の採用となっております。以上でございます。

3 番（邑田昌平君）

採用経過についてはよくわかりましたが、中途退職者の補充は理解できても、教育委員会の増員は計画性の面で理解しかねるところであります。

職員 1 人を雇えば、定年まで勤め上げて、係長か課長補佐まで昇進するとして、給与や各種の手当て、退職金、福利厚生費なども含めて、一体どのくらいの費用がかかるとしているのか、答弁を願います。総務課長。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。職員の生涯賃金につきましては、一般的に定年まで勤めますと、約 2 億 3 千万から 4 千万ほどであると思われま

す。以上でございます。

3 番（邑田昌平君）

私も調べてみましたが、それくらいだと思います。人を雇えば、どれくらいのお金がかかる、民間の社長でもすぐに計算しますよ。町民の税金は 10 億円ちょっとで、全職員の給料を払うのが精いっぱいじゃないかと思います。住民のサービスには使っていけません。また、町外の職員が非常に増えてますが、町内を含め、通勤費は毎月、合計どれくらい払っていますか。総務課長、お願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。町内、町外合わせまして、通勤旅費の支出につきましては、1 カ月に約 51 万円ほどになっております。以上でございます。

3 番（邑田昌平君）

このお金は、職員が退職するまでずっと支払われることになるわけですから、採用についてはより慎重な決定が必要になると考えます。

さて、町では、以前から職員数が少ないと言われていています。近年は採用も多くなっていますが、類団との比較ではどのような

っているのか、お答えをお願いします。総務課長。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。類似団体別の職員数でございますが、これは人口と産業構造の2つの要素を基準といたしまして、類似する同規模の市区町村をグループに分け、1万人当たりの職員数の平均値を算出しまして、職員数の比較を行うものでございます。

平成25年度から27年度の3年間を見てもみましたら、どの年度でもありますね、普通会計部門では、約80の類似団体の中で60位程度でございます。また、一般行政部門でも、これも約80の類似団体の中で55から56位と下位のほうに位置をしております。以上です。

3番（邑田昌平君）

類団との比較では、職員数は依然として少ないということですが、一部事務組合の消防業務や清掃業務との兼ね合いの分析などはしているでしょうか。佐川町は、消防などは広域でやっています。現在、高吾北消防署には49名います。これを人口比になおしてみますと、佐川町の人口が1万4千人、越知町が6千人弱、仁淀川町が6千人弱で合計2万5千人ほどです。ですから、佐川町は、約半分になります、職員数が。そうすると、消防職員だけでも24名くらいになり、これが佐川町の職員数にプラスされなければいけないと思いますが、どうですか。これに見合う人件費も広域側に支払っているのではないですか。どうですか。答弁をお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。消防、先ほど言われました消防につきましては、3町で構成します高吾北広域事務組合におきまして、共同でその事業、業務に当たっておるところでございます。この業務を各町で、単体で行うとしますと、現在の消防職員数を人口案分した数よりももっと多い職員が必要になるのではないかというふうに思われます。このプラスされた職員数についての類団の指標はございませんので、ちょっと比較はできません。

また、広域事務組合におきましては、議員がおっしゃられますとおり、佐川町の応分の負担としまして負担金を支出をしております。以上です。

3番（邑田昌平君）

まだこのほかにも、家庭ゴミの収集なども民間に委託しているし、たくさんの委託事業を支払っているではありませんか。ですから、

この総務省の資料には、類似団体職員別数は、あるべき水準を示すものではなく、例えば、なぜ自分の団体はほかの団体に比べてこの部門の職員数が多いのか、といった各自治体からの考え、気づき、そのために活用することを目的とすると書かれているではありませんか。

つまり、単純に多い少ないのではなく、分析して活用しなければ、何の意味もない、町民だって佐川町の職員は多すぎると言っていますが、町長はどう考えますか。答弁願います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。邑田議員のおっしゃるように、仕事量に見合った人の採用ですね、陣容を考えなければいけないということはもう当然のことであります。私も、会社の経営をしてきておりましたので、1人の採用に対する重さということは十分認識をしております。

私は、町長就任以来、1年に1回程度、多いときは2回ほどになりますけども、一人一人と面接をしております。また幹部職員とは密に月1回の業務報告もしてもらってます。私が気をつけてきたことは、できるだけ各課の仕事の内容、仕事のボリューム、それに対する陣容をしっかりと適正に職員配置ができているかということをしごく気をつかって2年半やってまいりました。

実は、国のほうは、どんどんどんどん定数を減らしなさいという指導があります。佐川町はもともと、類似団体と比べても少ない人数でやってきておりますが、実は、国からおりてくる仕事、また県からおりてくる仕事、特に健康福祉課の分野に関しましては、ものすごく業務量が増えております。危機管理の関係の仕事も仕事量もものすごく増えてきております。

その中で、確かにこの3年間の間に、退職された職員の数よりも採用した方の数が多くなっておりますが、それは各課の仕事量、職員の話も聞いて、シビアに査定をした上で決めさせていただいておりますので、決して、行き当たりばったりで人員計画を立てたり、採用計画を立てたりしているわけではございません。御了承いただければと思います。以上です。

3番（邑田昌平君）

また、ここ数年、新規職員や再任用職員が増えて余っているせいか、私が自治会長になってからも、広報を配達しているにしても大

概のときには、職員が2名1組で仕事をしているように思います。宅配業や郵便局員が2人1組で仕事をすれば利益が出ません。役場の職員は2人で一人前なのか、町長の見解をお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。2人で一人前かどうか、わかりませんが、仕事の内容と仕事の仕方について、担当課長によくよく話を聞いて、調べていきたいというふうに思います。以上です。

3番（邑田昌平君）

どんな意見が出ていますか。その課長から。2人に1人ですが。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほども答弁させていただきましたが、担当課長にヒアリングをして調べてみたいと思います。以上です。

総務課長（横山覚君）

佐川町では、広報配達等につきましては、各課で、じかに自治会長さんのほうに配達をしてます。その中で職員がですね、直接自治会長さんと会うことによって、いろいろな情報をいただく、または困りごとを聞く、そういうふうなこともできます。また、4月、5月、6月当初にはですね、新採職員もございまして、新採職員も地域のことを知るといことで同伴をしていくこともあります。そうなれば、2名という形が見えるかもわかりませんし、また業務上でもですね、交渉とかいう場合があれば、2人1組で行くようなこともございます。以上です。

3番（邑田昌平君）

職員採用など、職員の状況については、今言ったような状況があることは町民も知っていますので、町民の理解はなかなか得られないと思います。来年の退職予定者の職員の補充採用はすべきではないと思いますし、また退職者のほとんどが即戦力としてこれまで再任用されていると思いますので、仕事については支障はないと思います。

また、今月2日の高知新聞に出ていましたが、消費税の2年半の延長で地方財政も1兆7千億円も目減りするとのこと。佐川町も大変厳しくなるといいますので、来年度の職員採用はぜひ見送っていただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。来年度も本年と同様、職員の採用は計画どおり計画を立てて、しっかり行っていきたいと考えております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

佐川町の人口が減少していることは間違いないことで、5年後、10年後の適正な職員数を考慮しているのか。しているのであれば、その数を聞かせてください。将来的に佐川町の人口が減って職員の数が過剰になったとしても、かつて民間企業がやったような大規模なリストラは行えない、職員はいったん採用すると、法令によって身分が守られるので、よほどのことがない限り免職はできません。職員の採用が、この先の佐川町にとって、特に財政面でマイナスとならないような、適切に対応していただかなければならないと思いますが、町長どうですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。邑田議員のおっしゃるように、計画的にしっかりと職員の定数管理をしていかなければいけないというふうに思っております。総務課のほうで今取りまとめをしておりますが、役場の中期的、長期的な視点に立った上での役場の定数管理の計画を今、策定を進めているところでありますので、御理解をいただければと、そのように考えます。以上です。

3 番（邑田昌平君）

それでは、次に在宅介護について質問いたします。私自身も母の介護を十数年間、自宅で経験しました。自宅で介護の必要な家族を見るということは本当に大変なことだと私自身の経験からも実感するところです。

実際に介護をしてみるとわかるのですが、医療保険や介護保険の仕組みだけでは賄いきれないところがたくさんあって、家族の負担は、それは大変なものです。加えて、介護保険や医療保険の仕組みは難しすぎて、一般の人にはわかりにくいものです。

いざ、自分自身や家族の誰かが介護保険のお世話になるようになって、それも、そもそもどんなサービスがあるのか、どれとどれを組み合わせるのが一番いいのかわからないというのが、私を含めてほとんどではないかと思います。

一人暮らしの高齢者がますます増えていくなか、いざというときに困らないように、町民にわかりやすく伝えることが行政の責任で

あると考えます。先だって介護保険法の改正では、介護保険の要支援1、2の介護予防の対象が一部介護保険の枠から外されて、各自治体の税金によって行われる地域事業の対象者へと移行されました。税金を使う地域事業ということになれば、佐川町独自の取り組みを行うこともできると思うんですが、その辺の具体的な取り組みについて、どう対応されるお考えなのか、答弁願います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

御質問にお答えいたします。介護保険制度改正に伴います要支援1、2の方の地域支援事業への移行ということで、佐川町におきましても、ことしの3月から、通所介護それから訪問介護、これのみを利用する方のサービスについては、そちらの地域支援事業のほうに移行しています。

ただし、現時点ではですね、これまでと同じようなサービスを行えるように、介護保険の給付ではないですけども、介護保険会計の中での運用ということには変わりはありません。ただ、先ほど邑田議員がおっしゃいましたように、少し財源が変わってくる部分はございます。

この地域支援事業への移行ということにつきましてはですね、市町村の創意工夫によって、いろいろ、さまざまな取り組みができるような形になっています。

佐川町におきましては、現時点では介護保険給付と同じようなサービスをそのまま続けていますけれども、さまざまな要支援の方々のニーズ、これを分析を今進めております。新しい受け皿が必要な場合は、現在、今サービスを行っています事業所以外にもですね、地域の受け皿をつくっていきたいと。

現時点では、具体的には、なかなかお答えする段階ではないですけども、今までのそういった介護保険サービス以外のですね、介護保険給付以外のさまざまなニーズに応えられるような形で取り組んでいきたいと考えております。

3番（邑田昌平君）

介護予防というのは、その言葉どおり、介護が必要になることを防ぐことだと思いますが、町民の大切な血税を使う以上、県や他の市町村に左右とられるのではなく、効果のある税金の使い方をしたい。

例えば、今回の改正では、一定の要件を満たす自立の人がサービ

スの対象となるようですが、例えば、要件に関係なく、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯を対象として訪問介護や訪問看護の移動時やデイサービスの送迎時を利用して様子を見に行く、そのことを地域事業の一貫として報酬に加算するとか、これは保健師さんが行っている業務と重複する部分があると思うんですが、例えば、今回の介護予防の地域事業の中に、こういったことを組み込んで、保健師さんの業務を減らすことでその人の家に行くという、人の移動を効率化できれば、やり方によっては行政コストの削減になると私は考えます。

私は、介護保険に関しては詳しくありませんが、何がしかの検討余地があるように感じますが、考えをお聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。これから介護保険制度の運用につきましても、なかなか厳しいものがあります。高齢者の方も増えていきます。ますます在宅で介護といたしますか、在宅でですね、生活をしていく方も増えていきます。そういった中で、役場、健康福祉課におります例えば保健師さん、活動はどういったところがとれるのか、いうところも当然考えていかなければならないと思っています。

あとは専門分野、それぞれの介護もそうですけれども、医療もそうだと思います。その中で、今ある社会資源といたしますか、そういった資源をどういうふう to 活用していくか、また新たにどういう資源が、サービスが必要なのかということについてはですね、行政だけではなかなか対応できない部分もございますので、その辺も含めて、関係機関とよく話をしていきたいと思っております。

3 番（邑田昌平君）

平成 29 年度には、介護医療病棟が廃止される予定になっていきます。また、平成 30 年度は、医療介護保険の同時改正の途中になります。このことにより、在宅介護の環境が大きく変化することが間違いありません。手元の資料によりますと、介護療養病棟数は高知県全体で 1,968 棟、うち高吾北地域が 232 となっています。ここに入院中の方が即座に在宅復帰となることは考えられませんが、一定数在宅療養者が増加することは間違いなことだと思います。

現状において、訪問介護や訪問看護などの訪問系サービスやデイサービスなどの通所系サービスの平成 30 年度に向けた充足度またその他の在宅療養者への対応などに関して、佐川町としての方向性

や具体的な施策について、どのように対応しているのか、答弁をお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今般の介護保険制度改正に伴いまして、邑田議員おっしゃいましたように、介護療養型医療施設、こちらについては国のほうで、2017年度末までに廃止をするという予定のようでございます。ただまあこの詳細につきましては、まだ国からどういうふうにするかということは確定的なものがございません。

さまざまやはり高知県も含めて、こういった制度改正につきましては、例えば、その方が在宅で暮らすとなると、いろんなその社会保障の整備が必要になってくるということで、これを、制度を本当に廃止するかどうかというのは、まだ議論があるように聞いております。

その中で、佐川町としてどういうふうに対応していくかというのは、まずは、この国あるいは県の動きというのが重要になってきますので、それを注視していくということになってきます。それも含めまして、ただ、この介護療養病棟が廃止される、されないにしても、先ほど申しましたように在宅で介護の必要な方が増えていくのは確実であろうというふうに思っています。その点、繰り返しになりますけど、福祉だけでなく、介護、医療、各専門分野の関係者と、今後話をしながらですね、佐川町にどういった在宅介護のあり方が必要なのかということは、検討しなければならないというふうに思っています。

ただこれは大きな問題ですので、一関係機関だけではなかなか取り組みはできないということも御了解いただきたいと思います。

3 番（邑田昌平君）

訪問サービスや通所サービスが充足するとは考えません。時期が来たらあたふたと対応を追われるのではなく、早期充足を指示した対応をお願いします。もう既に民間企業の中には、平成 30 年に向けた対応を開始しているところがあります。また私のところにも、在宅療養者の増加に対するために、高北病院に民間の運営する訪問介護ステーションを開設してはどうかとか、高齢者と母子家庭のシェアハウスの開設を検討しているといった提案を相談が、実際に寄せられています。

訪問看護ステーションは 33 号線沿いの佐川町、越知町、仁淀川町

において、医療機関のみなし指定以外で実施があるのは1事業者のみであります。この状態で在宅医療の増加に対応できるとは思えません。

また、高齢者と母子のシェアハウスは看護師等を設置し、医療対応ができるサービスつき高齢者住宅に、そこで働く職員の社員寮として母子家庭や父子家庭用の寮を併設するというものです。この仕組みは高齢者がサービスを受けるだけでなく、子供の見守りやしつけなど、母子家庭、父子家庭に貢献する。母子家庭や父子家庭の親御さんが子供を施設に預けることによって、プライベートな時間が持てるなど、相乗効果が、相乗り効果が生む仕組みです。これらは佐川町の今後の課題に対応する効果で具体的な提案だと思います。佐川町内外の民間の資金や人材、運営、地方を活用して協働で地域事業を検討することが、今こそ必要であると思います。

どうでしょうか。計画次第では高齢者の未来はバラ色にもなるし、灰色にもなります。町長の見解をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。邑田議員の御提案、大変すばらしいというふうに思います。先ほども、民間の資金を活用して民間の力を活用してというお話がありました。

例えば、サービスつきの高齢者住宅を、高齢者と父子、母子家庭のシェアハウスにする、そのような御提案もありましたが、そういう施設ができれば、なかなかいいんじゃないかなあというふうに私も思います。幅広く民間の力も借りながら、今後の佐川町の介護、高齢者対策、母子家庭の対策等、検討を進めてみたいなあというふうに思います。以上です。

3 番（邑田昌平君）

よろしくお願いします。

それでは、3 問目に移りたいと思います。

次の質問は、畜産試験場の活用に関する質問です。皆さんは御存じかもしれませんが、斗賀野地区にある畜産試験場は、高知県種畜場として 1924 年に長岡郡長岡村東崎に設立され、翌年に高岡郡東又村の国立種馬場後に移転、その後 1967 年に佐川町に誘致により現在の位置に移転してきたと思います。

土佐ジロー、はちきん地鶏の開発、土佐和牛褐毛牛の種保存及び改良、特産鶏などの種保存などの業績は、高知県の畜産発展に貢献

してきたものと評価します。また、施設内にある家畜学習館と家畜ふれあい広場は、児童の遠足や学生などの職場体験学習の場として活用されていることも承知しています。

しかしながら、高知県の畜産業界において、1戸当たりの飼養頭数は若干増加が見られるものの、飼養頭数は平成5年と比較して10分の1程度に減少しています。このような状態の中で、高吾北の畜産農家の減少や時代の変化で、佐川町並び高吾北地区にメリットがある施設を畜産試験場につくったかと考えているところです。

いまや人口減少は避けて通れない問題となり、町の財政も一層厳しくなることが予想される中、移住策と関連して、町外の人に訪ねてもらうことで外貨獲得につながる施設をつくるとか、また国や県の推進するCCRC、これは継続してケアを続ける退職者のコミュニティのことですが、このようなお年寄りや障害を持つ人たちが安心して暮らせるような施設をつくってはどうかと考えるところです。

については、試験場の移転に、県側に陳情し、その跡地を有効利用するお考えはないか、町長にお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。高知県のほうとも少し話をさせていただきました。ヒアリングもさせていただきましたが、今の畜産試験場に関しては、引き続き今の試験場として継続をして使い続けるという回答をいただいておりますので、何か、移転の陳情をしてっていうことは、当面は難しいというふうに考えております。御理解いただきたいと思います。以上です。

3番（邑田昌平君）

当施設は、その敷地の広さ、またロケーションとともに佐川町の財産であると考えます。先ほどの質問の中にも話させてもらいましたが、高齢者と母子家庭、子育て世代のシェアハウスを中心にしたCCRC施設など、佐川町ではなく高吾北の今後にとって有意義な施設となると考えますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

以上で質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございます。

議長（藤原健祐君）

以上で、3番、邑田昌平君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了しま

す。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、9日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時17分